

平成29年度 第15回庁議要旨

日時：平成29年11月6日（月）

午前9時～午前9時50分

会場：庁議室

[審議事項]

1 町の区域の変更について（復興政策部）

新門脇地区土地区画整理事業により、区域内の道路が新たに整備されたことから、道路の形状に合わせ、町界の変更及び住居表示の変更が必要となった。

土地区画整理事業により整備された土地の形状に合わせた町の区域に変更するとともに、街区符号の付け直しを行うことにより、分かりやすい住所に変更し、住民の利便性の向上を図るもの。

(1) 主な内容

新門脇地区土地区画整理事業に伴い区域内の道路の位置や形状が変わったことにより、下記のとおり町の区域を変更するものである。

なお、この地区は住居表示実施区域であることから、街区符号及び住居番号についても付け直しを行う。

区域を変更する町名	左の区域に編入される区域
	町・字名
門脇町二丁目	門脇町三丁目、門脇町四丁目の各一部
門脇町三丁目	門脇町四丁目の一部
門脇町四丁目	門脇町二丁目、門脇町三丁目、門脇町五丁目、門脇字山岸の各一部
門脇町五丁目	門脇町四丁目、南浜町四丁目、門脇字山岸の各一部

(2) 今後の予定

平成29年12月 市議会第4回定例会に「町の区域の変更」について議案を提出

平成31年 1月 新しい街区符号及び住居番号の告示

住民への説明

3月 新住所の施行（区画整理換地処分と同日とする。）

2 石巻市復興まちづくり情報交流館中央館の指定管理者の指定について（総務部）

復興まちづくり情報交流館中央館は、平成27年9月からまちづくり等に関連する団体から選出された者が中心となって設立された「石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会」を指定管理者として指定しているが、指定管理者の指定期間が平成30年3月31日で満了となる。

効果的、効率的な施設の運営やサービスの提供を図るため、指定管理者を指定しようとするもの。

(1) 主な内容

① 施設概要

施設名 : 石巻市復興まちづくり情報交流館 中央館

所在地 : 石巻市中央二丁目8番11号

施設規模 : 建物の構造 軽量鉄骨造平屋建

延床面積 136.71 m²

施設機能 : 交流スペース、復興まちづくり展示スペース、震災復興プロセス展示スペース

② 指定する法人又は団体

指定候補者 石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会 代表 後藤 宗徳

事務局 一般社団法人石巻観光協会

石巻市鑄銭場8-11

選定方法 非公募

選定理由 石巻市復興まちづくり情報交流館運営協議会は、まちづくり等に関連する団体から選出された者が中心となって設立された団体であり、情報交流館の管理運営に市民や専門家等の意見を反映し、より質の高い情報発信・交流が可能である。また、平成27年9月から復興まちづくり情報交流館中央館の指定管理者として、公共性・公益性を重視し、質の高いサービスの提供と利用の促進に努めており、復興情報の発信や施設の運営を適切に行っていることから、引き続き指定管理者として選定するものである。

③ 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

④ 運営形態

開館時間 午前9時30分から午後6時まで。交流スペースについては午後9時まで延長することができる。

休館日 毎週火曜日。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日。12月29日から翌年1月3日。

(2) 今後の予定

平成29年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為補正予算案について提案

平成30年 3月 指定管理者に係る基本協定書の締結

4月 指定管理者に係る年度協定書の締結、指定管理の開始

3 石巻市子どもセンターの指定管理者の指定について（福祉部）

石巻市子どもセンターは、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンにより東日本大震災の復興支援として、サントリーホールディングス(株)等の出資協力で建設された。建物の企画・デザインには、子どもまちづくりクラブを中心とした子どもたちの意見が反映され、建設後は石巻市に譲渡された。現在は市の直営となっている。

民間事業者の創意工夫による運営により、より専門的で柔軟かつ効果的な運営を図るため、指定管理者を指定しようとするもの。

(1) 主な内容

① 施設概要

名称 : 石巻市子どもセンター

愛称 : らいつ

所在地 : 石巻市立町一丁目6番1号

施設規模 : 木・鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建

敷地面積 557.09㎡

延床面積 496.63㎡

施設機能 : 事務室、ギャラリー、スポーツ室等

② 指定する法人または団体、及び選定方法

選定候補者 いしのまき子どもセンターコンソーシアム

代表団体 特定非営利活動法人ベビースマイル石巻

代表理事 荒木 裕美

石巻市向陽町二丁目4番7号

構成団体 特定非営利活動法人子どもにやさしいまちづくり

代表理事 吉川 恭平

石巻市中央三丁目5番22-217号

選定方法 公募型プロポーザル方式

③ 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

④ 運営形態

開館時間 午前9時30分から午後7時まで

休館日 第1・第3木曜日。国民の祝日に関する法律に規定する休日。

12月29日から翌年1月3日まで。

(2) 今後の予定

平成29年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為補正予算について提案

平成30年 2月 指定管理者に係る基本協定締結

4月 指定管理者に係る年度協定締結、指定管理者による管理・運営開始

4 石巻市立渡波保育所仮設園舎の無償譲渡及び敷地の無償貸付けについて（福祉部）

東日本大震災で被災した渡波保育所及びはまなす保育所の代替施設として設置した渡波保育所仮設園舎は、新渡波保育所の開所に伴い、平成29年3月31日をもって閉所した。

新渡波保育所は、（仮設）渡波保育所よりも定員を10名増員し開所したものの、ここ数年、当市における保育所入所の申込急増により、保育の受け皿拡大が追いつかず、待機児童が生じている。

有効な社会資源である仮設園舎を無償譲渡し、民営化することで、保育の受け皿を拡大、待機児童の解消、保護者の就労支援、子育て支援を図るもの。

(1) 主な内容

渡波保育所仮設園舎で保育事業を行う民間事業者に当該施設を無償譲渡し、あわせて、敷地を無償貸付けする。

① 施設概要

名称 : 石巻市立渡波保育所仮設園舎

所在地 : 石巻市流留字中1番2

施設機能 : 敷地面積 2,062㎡

延床面積 507㎡

構造 鉄骨造1階建て

保育室、ホール、調理室、幼児用トイレ、事務室、倉庫等

定員数 60人

建設費用 109,273,500円(うち災害復旧費補助金70,101,000円)

評価額 87,800,000円相当額

② 移管先候補者及び選定方法

ア 候補者 社会福祉法人夢みの里
理事長 菅原 桂子
石巻市大橋3丁目7番6号

イ 選定方法 公募型プロポーザル方式

③ 施設の無償譲渡日、保育所開所予定日及び用地の無償貸付け期間

ア 施設の無償譲渡日 平成30年4月1日

イ 保育所開所予定日 平成31年4月1日

ウ 敷地の無償貸付け期間 平成30年4月1日から平成41年3月31日まで

(2) 今後の予定

平成29年11月 移管先候補者(無償譲渡先候補者)決定

12月 市議会第4回定例会に財産の無償譲渡について提案

平成30年 3月 移管先候補者(無償譲渡先候補者)と譲渡及び貸付けに係る契約

平成31年 4月1日 譲受事業者による保育所運営開始

5 石巻市観光物産情報センターの廃止について(産業部)

石巻市観光物産情報センターは、原子力発電施設等周辺地域中心市街地活性化促進費補助金を財源に、平成13年8月3日の供用開始後、石巻市の観光情報と物産PRの場として、(一社)石巻観光協会を指定管理者とし業務を行ってきた。

その後、市道鑄銭場・住吉町一丁目2号線道路拡幅工事の施工計画により、当該施設の一部が事業用地となることから、施設を解体することとなった。

市道鑄銭場・住吉町一丁目2号線道路拡幅工事を実施するため、当該施設を廃止するもの。

(1) 主な内容

【施設概要】

名称 : 石巻市観光物産情報センター

所在地 : 石巻市鑄銭場8-11

施設規模 : RC造 2階建 延べ床面積 481.52㎡

施設機能 : 情報発信コーナー、物産販売コーナー、多目的ホール1・2、新商品開発室

建設費用 : 188,276,130円(うち補助金 83,641,490円)

※施設の指定管理者である（一社）石巻観光協会は、条例廃止に伴い平成29年12月末日をもって指定管理者が解除され、平成30年1月からは市役所庁舎内に事務所及び、観光・物産PR部門を移設し業務を行う。

【（一社）石巻観光協会の移転先】

事務所：平成30年1月～当分の間 市役所庁舎5階「市民サロンの一部」

観光・物産PR部門：平成30年1月～5月末 市役所1階

(2) 今後の予定

平成29年12月 市議会第4回定例会に「石巻市観光物産情報センター条例の廃止」を提案
(平成29年12月31日施行予定)

平成30年 1月 (一社)石巻観光協会、市役所庁舎移転
石巻市観光物産情報センター解体工事着手

6 石巻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数並びに報酬について(産業部、農業委員会)

農業委員会が、その主たる使命である農地等の利用の最適化を積極的に推進するため、「農業委員会等に関する法律」が改正され、平成28年4月に施行された。

これまで農業委員の選出方法は、公選制と選任制により行われてきたが、今後は、議会の同意を得て市長が任命することとなった。また、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため現場活動を行う、農地利用最適化推進委員(以下、推進委員という。)が新設された。

農業委員の定数を変更し、農地等の利用の最適化を図るため、推進委員を新たに設置するもの。

(1) 主な内容

① 改正の主な内容

農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進に関する事務を、農業委員会等に関する法律で農業委員会の最も重要な事務として位置付けた。

② 農業委員

ア 選出方法

市長による任命

イ 業務・任命条件

総会に出席し審議して、最終的に合議体として決定する。現場活動を行うことも可能である。

原則過半数を認定農業者とし、青年や女性も積極的に登用する等とされた。

ウ 定数 19人

エ 報酬 会長 基本給 月額 56,700円/人(改正無し)
能率給 予算の範囲内で市長が定める額(新規)
委員 基本給 月額 44,000円/人(改正無し)
能率給 予算の範囲内で市長が定める額(新規)

- オ 任期 3年
- ③ 推進委員
- ア 選出方法
農業委員会が委嘱
- イ 業務・任命条件
農地等の利用の最適化を推進するため、担当区域において、担い手への農地利用の集積などの現場活動を行う。
農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。
- ウ 定数 20人
- エ 報酬
基本給 月額 44,000円/人(新規)
能率給 予算の範囲内で市長が定める額(新規)
- オ 任期 3年

※能率給:農地利用の最適化の活動を推進するため「農地利用最適化交付金事業」が新設され、各委員等の活動及び成果の実績に応じ、基本給に上乘せするもの。

(2) 今後の予定

- 平成29年12月 市議会第4回定例会に「石巻市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」の制定及び「石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正を提案
(公布の日から施行予定)
- 平成30年 2月 農業委員会の委員の選任に関する規則の制定
農業委員候補者選考委員会設置要綱の制定
- 3月 農業委員及び推進委員の推薦・募集
- 5月 農業委員候補者選考委員会の開催
- 6月 市議会第2回定例会に「農業委員の任命」について提案
- 7月 農業委員の任命及び推進委員の委嘱

7 石巻市相川地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について(北上総合支所、復興政策部)

北上地域の相川地区は、東日本大震災の津波等により壊滅的な被害を受け、地区コミュニティの活動の場の整備が望まれている。今後のコミュニティ再生及び活動拠点として、市は相川地区コミュニティセンターとして整備を進めている。

相川地区コミュニティセンターは相川地区におけるコミュニティ活動の再生及び活性化を図る施設であることから、効率的な運営管理を行うため、指定管理者を指定しようとするもの。

(1) 主な内容

① 施設概要

名称 : 石巻市相川地区コミュニティセンター
所在地 : 石巻市北上町十三浜字猪の沢4番地1
施設規模 : 木造平屋建て 延べ床面積 : 約330㎡
施設機能 : 会議室(和室)・調理室・多目的ホール等

② 指定する法人又は団体

指定候補者 : 相川地区コミュニティ推進協議会
代表者 会長 鈴木 学
石巻市蛇田字新西前沼58番地

選定方法 : 非公募

選定理由 : 本施設は相川地区コミュニティ活動の再生及び活性化を図るための集会的施設であり、当該地域の住民組織が管理運営することにより、効率的な管理運営が図られ、活性化が期待できるため。

③ 指定期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

④ 運営形態

開館時間 午前9時から午後9時まで

(2) 今後の予定

平成29年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為補正予算案について提案

平成30年 3月 建設工事完了予定
指定管理者に係る基本協定の締結

4月 指定管理者に係る年度協定の締結
供用開始に合わせて指定管理開始

8 小・中学校の就学支援制度に係る新入学準備金の支給について（教育委員会）

経済的な事情により就学が困難な児童生徒や、東日本大震災により被災し就学困難となった児童生徒の教育機会の均等な提供を目的とし、就学援助費の助成を実施している。

これまで小・中学校の新入学生に対して支給する新入学学用品費については、毎年認定作業後の7月末支給となっていたが、ランドセルや制服等の購入で出費がかさむことから、入学前支給が全国的に広まってきている状況である。

経済的な事情等により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、新入学準備金を小・中学校の入学前に支給することにより、保護者の就学前の経済的不安や負担軽減を図るもの。

(1) 主な内容

小・中学校の就学支援制度に係る新入学準備金を入学前の3月に支給する。

◆支給対象者（以下の条件にすべて該当する方。）

- ① 入学前年度の2月1日現在、石巻市に住所を有している方。
- ② 石巻市立小学校又は中学校に入学を予定している方。
- ③ 期限内に新入学準備金に係る申請書を提出された方。

④ 石巻市の就学援助制度の認定基準で準要保護の基準に該当する方。

◆支給額

小学校新1年生：40,600円

中学校新1年生：47,400円

※平成29年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価（新入学学用品費等）と同額

※入学前に新入学準備金の支給を受けた児童生徒が石巻市立小・中学校入学前に市外へ転出した場合は、転出先の自治体へ本市から支給を受けている旨を通知する。

※入学前に新入学準備金の支給を受けた児童生徒は、入学後に同目的で支給する新入学学用品費は支給対象外とする。

(2) 今後の予定

平成29年12月 市議会第4回定例会に補正予算を提案予定

教育委員会第12回定例会に「石巻市児童生徒就学援助費支給要綱」及び「東日本大震災に伴う石巻市被災児童生徒就学援助費支給要綱」の一部改正を提案（平成29年12月25日施行予定）

平成30年 1月 新入学準備金 申請受付

3月 新入学準備金 支給

[報告事項]

1 非常勤職員の育児休業取得要件について（総務部）

人事院において、人事院規則の一部を改正する人事院規則（人事院規則19-0-13）が公布・施行され、非常勤職員の育児休業について、子が1歳6か月以降の期間について休業することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合、例外的に2歳に達するまで休業できるよう改正された。

従来から職員に係る育児休業制度は、地方公務員関係法律を基本としながら、その運用方法は国に準じて改定を行ってきていることから、現行非常勤職員の育児休業取得要件を改正するもの。

(1) 主な内容

子が1歳6か月以降の期間について休業することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として、次の(1)(2)いずれにも該当する場合は、子が2歳に達する日までを限度として育児休業を延長することができるよう改正するもの。

① 子が1歳6か月に達する日において、非常勤職員又は配偶者が育児休業中であること

② 子が1歳6か月以降の期間について休業することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として、次のいずれかに該当する場合

ア 保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳6か月に到達日後の期間について、常態として当面その実施が行われないこと

イ 当該子の親である配偶者が当該子の1歳6か月に到達日後の期間について常態として養育する予定であったものが、死亡、負傷、疾病又は身体・精神上の障害、別居等養育できない場合

(2) 今後の予定

平成29年12月 市議会第4回定例会に「石巻市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を提案（公布の日から施行予定）
「石巻市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則」を公布（公布の日から施行予定）

2 あらたに生じた土地の確認及び町（字）の区域の変更について（産業部）

宮城県は第3種渡波漁港区域内に宮城県慶長使節船ミュージアム管理用道路の造成を行うにあたり、公有水面の埋立を行った。

宮城県慶長使節船ミュージアム管理用道路の造成を目的とした公有水面の埋立てにより生じた土地を確認し、市域に加えるもの。

(1) 主な内容

公有水面埋立法により開始した第3種渡波漁港区域内における宮城県慶長使節船ミュージアム管理用道路の造成が竣功したことに伴う宮城県の通知に基づき、公有水面埋立てによりあらたに生じた土地を石巻市の区域内に生じた土地として確認する。さらに、石巻市の町（字）の区域に加えようとするもの。

【市域編入区域】

新規追加区域：石巻市渡波字祝田藤ヶ崎1番5、同1番3、字佐須藤ヶ崎1番3、同80番地に隣接する公有水面埋立地1,715.67平方メートル

竣功認可年月日：平成29年9月13日

(2) 今後の予定

平成29年12月 市議会第4回定例会にあらたに生じた土地の確認及び町（字）の区域の変更について提案

3 石巻市北上観光物産交流センター供用開始日の決定について（北上総合支所、産業部）

本施設は、石巻市北上地区に環境省が進める「川のビジターセンター」に併設し整備している。

当初、平成29年4月の供用開始を目指していたが、事業用地の取得等に不測の時間を要したことから、施工区域内の作業に大幅な遅れが生じた。

本施設の供用開始日が決定したことから、それを報告するもの。

(1) 主な内容

【供用開始日】

当初：平成29年4月1日

前回変更：平成29年11月

今回変更：平成30年2月

※供用開始日の変更に伴い、指定管理者の指定の期間も平成30年2月1日からに変更する。

(2) 今後の予定

平成29年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為補正予算について提案

建設工事完了

平成30年 1月 指定管理者に係る基本協定締結

2月 指定管理者に係る年度協定締結、指定管理開始

[その他]

・朝礼の実施について（総務部）

以上